

千葉市と株式会社アルティーマリとのホームタウン推進に関する連携協定

千葉市と株式会社アルティーマリ（以下「アルティーマリ」という。）は、プロバスケットボールクラブ「アルティーマリ千葉」の活動を通じた相互の連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 千葉市とアルティーマリは、千葉市をホームタウンとする地域密着型のプロバスケットボールクラブ「アルティーマリ千葉」の活動を通じて、市民生活に感動や彩りをもたらすとともに、千葉市のスポーツ振興、経済効果の拡大、まちづくりへの貢献、地域の持続的成長に寄与することを目的とする。

（相互連携・協力事項）

第2条 千葉市とアルティーマリは、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に協議の上、連携協力する。

- （1）ホームゲーム開催における会場の確保及び広報活動に関すること。
- （2）スポーツ振興を目的とした活動に関すること。
- （3）ユースチームの練習場所確保に関すること。
- （4）経済活性化や観光プロモーション活動に関すること。
- （5）地域貢献を目的とした活動に関すること。
- （6）持続可能な社会づくりに関すること。
- （7）B.LEAGUE「新B1」への参入に向けた集客基準及びアリーナ基準の充足に関すること。
- （8）その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 千葉市とアルティーマリは、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、千葉市とアルティーマリの双方が承諾をした場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第4条 千葉市又はアルティーマリのいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、千葉市又はアルティーリが特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日から同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、千葉市とアルティーリが協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、千葉市及びアルティーリがそれぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月5日

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千 葉 市 長

千葉市中央区問屋町1番35号 千葉ポートサイドタワー22F西

株式会社アルティーリ

代表取締役CEO